

## 平成25年12月 農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 平成25年12月17日〔火曜日〕 午前9時30分 開会

2. 開催場所 市役所3階 第3委員会室

3. 出席委員 (14名)

会 長	4 番	日高 仙三
職務代理者	3 番	橋口 好文
委 員	1 番	小倉 伸一
//	2 番	日笠山 隆
//	5 番	河本アツミ
//	6 番	白河 澄雄
//	7 番	古田 洋美
//	8 番	浦口 幸夫
//	9 番	脇田 峰生
//	10 番	石寺 政和
//	11 番	岩本 延男
//	12 番	下園 茂
//	13 番	南 重徳
//	14 番	瀬川 寅夫

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業振興地域計画変更（用途変更）に係る意見の  
聴取について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 非農地証明願いについて

議案第6号 あっせんについて

議案第7号 農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について

議案第8号 荒廃農地の非農地判断について

## ○議長

先程の市会議員との意見交換会は、お疲れさまでございました。

初めての意見交換会ということで、段取りがうまくいきませんでした。来年度はさらに有意義な意見交換会をしたいと思うところです。

さて、今年も残すところあと数日となってまいりました。皆様におかれましては、いもの収穫も一段落したところだと思いますが、次はさとうきびの収穫も始まっております。委員の中にも生産者が多数いらっしゃいます。寒い中での作業で体調を崩さないよう、体調管理には十分注意をしていただきたいと思います。

一方、糖業振興会の資料によりますと、基幹作物であるでん粉用いもの反収が64俵、さとうきびに関しましては、反収5.5トンと予想されているようです。

中種子町がいも82俵、キビが6.9トン、南種子町がいも75俵、きびが6.6トんで、いもで20俵程度、キビで1トン以上の差があるということでもあります。

さとうきびで比較しますと、同じ経費を投入して反収で2万円から3万円の開きがあるということになります。

これは農家、市にとりまして大変深刻な問題であると思います。

そこで、9日に振興会長の古田委員の音頭により澱粉用甘藷、さとうきびの増産推進プロジェクト会議が発足をしているところです。

今後このプロジェクト108の推進に期待をしたいと思うところです。

それでは会議規定により、議事を始めたいと思います。

## ○議長

本日は全員の出席でありますので、ただいまから平成25年12月の定例会を開催いたします。

まず初めに、日程第1「西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員並びに会議書記」の指名をいたします。

議事録署名委員には、11番岩本委員と12番下園委員を指名いたします。

また会議書記には事務局の内田君を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

## ○議長

続きまして、日程第2「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

## ○事務局

「議案第1号農地法第3条許可申請について」を説明いたします。

資料は、1ページからになります。今月は、所有権の移転9件、使用貸借権1件合計10件の申請がありました。

1番です。住吉の里之町地区の土地です。台帳現況地目は畑の1筆で、面積1365平米を贈与で所有権移転するものであります。

2番です。国上の中目地区の土地で、台帳現況地目は田の1筆で、面積994平米を

贈与で所有権移転するものであります。

3番です。国上中目地区の土地で、台帳現況地目は畑の1筆で、面積667平米を贈与で所有権移転するものであります。

4番です。国上中目地区の土地で、台帳現況地目は畑の1筆で、面積3014平米を売買で所有権移転するものであります。

5番です。国上中目地区の土地で、台帳現況地目は畑の1筆で、面積1650平米を売買で所有権移転するものであります。

6番です。伊関沖ヶ浜田地区の土地です。最後の土地の現況地目が原野となっておりますが、ここは畑に訂正をお願いいたします。

従って、台帳地目畑、現況地目畑の合計面積が16797平米を親から娘へ贈与で所有権移転するものであります。

7番です。現和武部地区の土地です。台帳現況地目は畑の4筆で、面積5262平米を平成24年12月25日設立の農業生産法人が使用貸借で10年間借り受けるものであります。貸人は、法人の代表取締役のお父さんであります。

8番です。上西大花里地区の土地です。台帳現況地目は畑の3筆で、合計面積が102平米を売買で所有権移転するものであります。

ここは里道でしたが、現況は畑になっておりまして、市の方が譲受人に払い下げをするものであります。

9番です。古田村之町、二本松、番屋峯地区の土地です。

台帳地目畑5筆、山林1筆で、現況地目はすべて畑の6筆で合計面積25364平米を親から子へ贈与で所有権移転するものであります。

10番です。住吉下能野地区の土地です。台帳現況地目は田の1筆で、面積651平米を売買で所有権移転するものであります。

以上1番から10番までは、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で第1号議案に係る説明を終わります。

#### ○議長

それでは、順次担当委員の方から説明をお願いいたします。

#### ○1番委員

番号1については、事務局のから説明がありましたように、贈与により所有権の移転をしようとするものです。譲渡人は大阪市に在住する方で、12月11日に電話で奥様と確認をいたしました。当該地域の1筆で間違いのないことや、譲受人氏名の確認、それから無償贈与で間違いがないことを確認いたしました。

また、譲渡等は譲受人の甥になるとのことでした。

12日に譲受人に現地調査をお願いしたところ仕事で手を外せないということでしたので、譲受人の父親と現地確認や調査票に基づき聞き取りを行いました。

譲受人は、茶を4町3反、米1反8畝を親子3人で耕作し、農業機械も取りそろえて

おり、実績もある認定農家とのことでありました。

現地は住吉志和野のほ場整備がされている畑で、現在さとうきびが植え付けされておりました。申請どおり間違いないことを確認いたしました。以上です。

#### ○6番委員

6番です。番号2の譲渡人は名古屋に在住している方です。譲受人、譲渡人は兄弟で無償贈与ということでした。

番号3は、叔父と甥の関係で、双方確認の結果、問題ありませんでした。

番号4と番号5は、12月14日に譲渡人に問い合わせし、現地調査したところ間違いありませんでした。

番号4は、昨年中山間事業で整備した畑で、今回所有権を移転するようです。

番号5の譲受人は90歳でしたので年齢的に疑問に思い、問い合わせをしたところ、30年前に売買をした土地で、今度名義変更をおこなうということでした。以上です。

#### ○7番委員

7番です。整理番号6について説明いたします。

12月13日に、譲渡人、譲受人立会いのもとで確認をいたしております。

譲渡人、譲受人は親子でありまして、父親から娘の移転ということでございます。

許可後は、譲受人の経営面積は下限面積の5千平米を超えますので、問題ないと思えます。また、農地法第3条の第2項各号に該当しないものと考えます。

皆様の御審議方よろしく申し上げます。以上です。

#### ○8番委員

8番です。番号7について報告いたします。

現場は現和武部地区の畑4筆で親子間の使用貸借の申請です。11日に申請人と現地確認をいたしました。申請に相違はありませんでした。以上です。

#### ○9番委員

9番です。整理番号8番について、12月17日に現地調査を行いましたので報告をいたします。当日は申請人が病院でしたので、奥様に現地の説明をしていただきました。

また、同時に聞き取りをした結果、現地は事務局から説明があったように畑の中に里道が通っているため市から払い下げをしてもらい、今度名義変更するということです。

現地は、現在何も作られておりませんでした。が耕耘されておりました。

#### ○11番委員

番号9について説明をします。11日に譲受人立会いのもと現地調査をしました。

譲受人と譲渡人は親子で、贈与による所有権移転です。

譲受人は、茶専業の認定農家です。場所は、古田の3筆と住吉の3筆の畑です。

古田字鹿之峯については、現在カヤ場になっており、将来は茶畑にしたいということでした。他は全部茶を作っておりました。

申請の通り、間違いございませんでした。

○14番委員

はい、14番です。番号10について説明します。譲渡人には15日に電話で確認を取りました。また、譲受人とは同じく15日に現地で会って内容を聞き取りました。

双方間違いはありませんでした。以上です。

○議長

議案第1号につきまして、事務局並びに担当委員の方から説明がございました。

それでは質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

○3番委員

番号1番から10番につきまして、事務局並びに担当委員から詳しく説明がありました。私は何ら問題ないと思いますので異議有りません。以上です。

○議長

異議なしの声ございました。他に無いようですので採決をいたします。

「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請」1番から10番につきまして、原案どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

全員の賛成でありますので、「議案第1号農地法第3条の規定による許可申請」の番号1番から10番につきましては、原案どおり許可することに決定いたします。

次の議案第2号及び議案第3号は関連がありますので、一括して審議をいたしたいと思っております。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第2号「農業振興地域計画変更（用途変更）について」と、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」につきましては、同じ農地ですので、まとめて説明いたします。資料は5ページと6ページになります。

申請地は、現和庄司浦地区の字○○○番地、台帳現況地目は畑で、面積は1298平米であります。

申請人は、認定農家で申請理由としましては現在自宅の倉庫でいもの選別作業しておりますが、安納いもの収量の増大に伴い、より広い倉庫が必要となりました。

他の自己所有の土地も検討しましたが、申請地は道路沿いであり、電線が近くまできているという条件であるため、農地転用により農産物集出荷施設の建築し、さらに農業用機械置き場の確保をしたいということでもあります。

申請地につきましては、農用地区域内の土地で利用状況を農地から農業用施設に変更するための用途変更申請が農林水産課に出しております。

土地の条件は、農振農用地区域内であり、周辺は農地でありますけれども、残高証明や被害に関する誓約書等も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。委員の皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○議長

これにつきましては、昨日現地調査が行われております。調査委員になられた方は御苦労さまでございました。それでは、調査委員長の報告をお願いいたします。

○6番委員

6番です。今、事務局から詳しい説明ありましたように、昨日私と9番委員、事務局2名、担当委員の計5名で現地調査を行いました。

議案第2号の農振除外申請（用途変更）と議案第3号農地法第4条の農地転用について報告いたします。

なおここは、申請人と農林水産課の職員も立ち会いをしました。

場所は庄司浦集落から300メートル程度上ったほ場整備地区の少し手前の整備していない農地です。農振地域であります但し農業用倉庫建設のための用途変更については問題ないと判断しました。

次に、転用について、本人から聞き取り調査を行いました。

申請人は約1ヘクタールで安納いもを栽培しており、その選別作業をする倉庫建設をしたいということで、他の場所も探しましたがなかなかよい場所がなく、電線も近くにあるこの場所が最適であるということで転用申請したようであります。

本人は認定農業者で、農業をまじめに取り組んでいる方であり、調査委員の意見として、転用はやむを得ないという結論でありました。審議をよろしくお願いします。

○議長

はい、続きまして、担当委員の方から説明があればお願いいたします。

○12番委員

12番です。ただ今、事務局並びに調査委員長の報告のあった通りでございます。

○議長

ただいま、調査委員長、担当委員の方から説明がありました。

まず、議案第2号用途変更につきましても質疑を行いたいと思います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、ただいま異議なしの声がございました。それでは採決します。

議案第2号「農業振興地域計画変更について」を承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

全員の賛成でありますので、議案第2号「農業振興地域計画変更（用途変更）の意見の聴取について」は承認し、意見を市長に送付いたします。

○議長

次は、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○3番委員

この農業用施設の建設面積はどれぐらいですか、伺います。

○事務局

建物の面積は176平米であります。

○議長

他にはございませんか。無いようですので採決します。

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」番号1につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

全員の賛成でありますので、「議案第3号農地法第4条の規定による許可申請」番号1につきましては、許可相当とし県農業会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を説明いたします。

資料は7ページになります。今月は宿泊施設1件の申請がありました。

申請地は、下西壠泊地区の字○○○地番○○○、○○○、○○○、○○○で、台帳地目の田が3筆、畑が1筆、現況地目はすべて畑の4筆で合計面積が1130平米であります。

申請理由としましては、申請地は市街地に近く、国道にも面しており利便性が良いため店舗及び宿泊施設として利用したいということであります。

敷地面積は17048平米で、そのうち1130平米が農地であったため転用申請をしております。

全体の利用目的は、宿泊施設1棟、店舗施2棟、駐車場427台収容で、建物3棟合計の建築面積が4180平米です。

土地の条件は農振農用地区域外であり、住宅が連たんしている区域に近接し、農地規模が10ヘクタール未満の区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。

周辺は道路と宅地であり、被害に関する誓約書等も提出されていることから、転用による被害はないと判断されます。皆様の御審議よろしくをお願いいたします。

○議長

これにつきましても、昨日、現地調査が行われております。

調査委員長からの説明をお願いいたします。

○6番委員

はい、6番です。農地法第5条の現地調査報告をいたします。

この土地は、以前病院ができるといううわさがあった場所です。

場所は溼泊地区で国道横の農協スタンドの少し先で、フェンスで囲まれている土地の海側の奥の方であります。現在はミカンの木が数本あり、ほとんどが雑草に覆われておりました。

転用目的は事務局から説明があったようにホテルなどを建てる計画のようです。実際の建設予定の場所は既に埋め立てられていますが、申請地はその土地の周辺の1部でそのままの状態でした。

土地は、造成地と民家に囲まれており、今後農地として利用する事は不可能であり、転用はやむを得ないという委員の一致した意見でありました。

また周辺には農地もなく転用後の排水施設等もしっかり計画されているということでもあります。審議をよろしくお願いします。

○議長

続きまして、担当委員の方から補足説明があればお願いいたします。

○10番委員

10番です。ただいま、事務局並びに調査委員長より詳しい説明がありましたので、補足する事はありません。大手企業の進出により、地域の活性化に繋がれば良いことと思っております。皆様方の御審議をお願いいたします。以上です。

○議長

それでは、質疑に入りたいと思います。意見のある方は挙手でお願いいたします。

○8番委員

施設はどのような店舗でしょうか。

○6番委員

観光ホテルやファミレスなどです。以前はパチンコ屋も考えていたようですが、今は考えていないということです。

○議長

他にはございませんか。無いようですので、これより採決をしたいと思っております。

議案第4号「農地法第5条許可申請」番号1番につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

はい、全員の賛成でありますので、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」番号1番については許可相当とし県農業会議に諮問をいたします。

○議長

続きまして、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

これにつきましても、現地調査が行なわれております。

調査委員長の説明をお願いいたします。

○6番委員

報告いたします。場所は伊関沖ヶ浜田で県道沿いの共同墓地を少し西の方にはいった



ところでは、ここは4年前に転用申請があった土地で県道拡幅工事のため移転により住宅を建築した場所です。申請地は、その住宅を取り囲んだ残地でした。

現在は住宅より2メートルほど高い防風林になっています。

このような状況ですので、農地として利用することは不可能であると判断し、非農地にすることに何の問題もないという意見でありました。以上です。

○議長

はい、続きまして、担当委員からの報告があればお願いいたします。

○7番委員

7番です。今、調査委員長から詳しく説明がございましたけども、この土地につきましては転用申請の際に、全体で面積が5百平米を超えるということで、残したようです。今後畑として利用することはできないということで非農地証明を出したところでございます。皆さんの御審議をよろしく申し上げます。

○議長

ただ今調査委員長並びに担当委員の方から説明がございました。

それでは質疑に入ります。意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

ただ今異議なしの声がございました。それでは、採決をいたします。

議案第5号「非農地証明願いについて」の番号1は、非農地として許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長

全員の賛成でありますので、議案第5号「非農地証明願い」番号1につきましては、許可することに決定いたします。

○議長

次は、議案第6号「あっせんについて」を議題といたします。今月はあっせん調書2件でございます。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

議案第6号「あっせんについて」です。資料は、9ページになります。今月のあっせんは調書が2件です。まず上の段です。平成24年9月に「売りたい」で申し出があった案件です。今回成立しましたので、今月に利用集積計画が提出されております。

あっせん委員の日高委員と浦口委員は御苦労さまでございました。

続きまして、下段の平成25年7月に「買いたい」で申し出があった案件です。今回「あっせん」が成立しておりますが、相続が未登記なため相続登記完了後に3条申請をしていただきます。あっせん委員の橋口委員と脇田委員は御苦労さまでございました。

○議長

ただいまあっせん調書の説明がございました。あっせん委員の皆さん御苦労様でした。

続きまして、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用

地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

#### ○事務局

議案第7号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」を説明いたします。それでは、1-1ページをお開きください。利用権の設定であります。

1段目です。期間が平成26年1月1日から平成26年7月31日の7カ月間、地目畑、面積6455平米、うち、更新分6455平米、利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が平成26年1月1日から平成30年12月31日の5年間、地目畑、面積8730平米、内更新分0平米です。利用権の設定をする者2人、利用権の設定を受ける者2人です。

3段目です。期間が平成26年4月1日から平成31年3月31日の5年間、地目畑、面積9053平米、内更新分9053平米、利用権の設定をする者2人、利用権の設定を受ける者2人です。

4段目です。期間が平成26年5月1日から平成31年4月30日の5年間、地目畑、面積6952平米で、内更新分6952平米、利用権の設定をする者1人、利用権の設定を受ける者1人です。

1番下の段です。期間が平成26年1月1日から平成31年12月31日の6年間で、地目畑、面積3000平米、内更新分0平米、利用権の設定をする者2人、利用権の設定を受ける者2人です。

次に、1-2ページをご覧ください。計画総括表です。

1番です。榕城地区に住まいの75歳の方の畑1筆、5180平米の内1500平米を農地制度円滑化事業の農地売買等事業で、円滑化団体が賃貸借で6年間借り受けるものであります。

2番です。1番で円滑化団体が借りた畑1筆5180平米の内1500平米を西之表に住まいの認定農家が、賃貸借で6年間借り受けるものであります。

3番です。西之表に住まいの63歳の方の畑3筆4695平米を榕城の認定農家が、賃貸借で5年間借り受けるものであります。

4番です。大阪府にお住まいの62歳の方の畑1筆6455平米を榕城の認定農家である農業生産法人が、賃貸借で7カ月借り受けるもので更新の申請です。

ここは1年ごとの契約でありましたけれども、更新の申請が遅れたために貸借期間が短くなっております。

5番です。西之表に住まいの76歳の方の畑1筆1888平米を、安納の認定農家である農業生産法人が賃貸借で5年間借り受けるもので更新の申請であります。

6番です。現和にお住いの76歳の方の畑2筆4035平米を現和の担い手農家が、賃貸借で5年間借り受けるものであります。

7番です。現和に住まいの95歳の方の畑3筆6952平米を現和の認定農家が、賃貸借で5年間借り受けるもので更新の申請であります。

8番です。岡山県に住まいの83歳の方の畑5筆7165平米を西之表の認定農家である農業生産法人が賃貸借で5年間借り受けるもので、更新の申請であります。

内容につきましては、1-3ページから1-14ページをご覧ください。

続きまして所有権移転です。2-1ページをお開きください。

今月は1件の申請がありました。平成25年12月24日に所有権移転をしようとするものであります。

次に2-2ページをご覧ください。計画総括表です。

千葉県にお住まいの81歳の方の田2筆4731平米を安城の66歳の認定農家の方が、売買で所有権移転するものであります。

詳細につきましては、2-3ページから2-5ページをご覧ください。

以上すべての案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、いずれも各要件を満たしていることから提案いたしました。

委員の皆様の御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長

ただいま事務局より議案第7号につきまして、説明がございました。最初に、利用権の設定についての審議を行います。担当委員の説明をお願いいたします。

#### ○3番委員

はい3番です。番号1、2につきましては、今事務局からの説明もございましたが、私もきょう午前中に確認を行いました。双方確認の結果、間違いありません。

3番につきましては、4、5年間本委員会を通さずに作っている土地でございまして、今回利用権の設定を受ける方は、認定農家でもございます。私の地区の農家でございます。今回貸借権設定をした方が良いということを提言して、申請に至った訳です。ここは石堂の農業試験場の田の南側の1段上がった、隣接した畑でございます。現在は安納いもの収穫を終わっております。双方確認をとりましたが、間違いはございませんでしたので報告します。以上です。

#### ○議長

番号4につきましては、私が担当地区ということで説明いたします。先日、借人の方と一緒にほ場の現地確認をいたしました。

貸人の方に関しましては、大阪ということなので電話連絡で確認を取ったところです。

期間に関しましては、先ほど事務局の説明があったとおり1年未満ということですが、以前は複数年契約の8月1日から翌年7月31日までということでしたが、今回は貸人の方が売りたいということで、1年契約となったところです。

書類の行き違いで、今回申請となっております。現在、安納いものを収穫しており、今後はタマネギを植えるということを聞いております。以上です。

○5番委員

5番です。番号5について説明をいたします。貸人は、古園に住んでいる方で13日に会って確認をしてきました。借人と連絡を取ったのですがどうしても都合がつかず、1人で現地の確認いたしました。畑には安納いもの後に牧草を作っており、電話で確認をいたしました間違いのないことでしたので報告いたします。

○8番委員

8番です。番号6について報告いたします。現和浅川地区内の畑2筆の賃借申請です。借人は建設会社経営者でありますけど、手広く農業をやっております、安納いものとバレイショを約10町歩ほど耕作しているようです。問題はないと思います。

次に、7番につきましては、更新ということで借人と現地を確認いたしております。

また、貸人にも了解を取っております。申請どおり間違いありません。以上です。

○11番委員

11番です。整理番号8番について説明をします。14日に借人立ち会いのもと、現地調査をしました。貸人は、岡山に在住の方で電話で連絡を取り確認をしました。

また、その後に息子さんのほうからも連絡がありまして、確認しております。

借人は、西之表の農業生産法人であります。申請地は、安城野木小野の5筆で、現在は焼酎いもの収穫が終わっております。これをさらに5年間賃借したいということの申請であります。申請どおり間違いございませんでした。

○議長

ただ今担当委員の方から説明がありました。それでは質疑に入ります。

意見のある方は挙手でお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありましたので、これより採決をいたします。

議案第7号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」の利用権の設定、番号1番から8番につきまして、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○議長

はい、全員の賛成でありますので、利用権の設定、番号1番から8番すべてにつきまして、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

続きまして、「所有権の移転について」を審議します。

担当委員は私ですので説明をいたします。譲受人につきましては、安城在住の担い手農家の方です。譲渡人は千葉県在住の方で、電話で確認しております。

売買ということですが、24年9月にあっせん申し出がありました。

実を申しますと25年の2月に話が大体まとまって、あっせん調書までできていたところですが、ところが前の借人が田の代開けをしていたということで、事務局に苦情が来て、私も謝りに行った経緯がありました。

そこで、今回までは前の方がつくるということで話をしまして、米を収穫した後売買

するとなっていたため、今回申請が出たところです。現地も確認いたしまして、間違いございません。以上です。

○議長

それでは、質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○議長

異議なしの声がありましたので、採決いたします。

議案第7号「農用地利用集積計画策定に係る意見の聴取について」の所有権の移転、番号1番につきまして、原案どおり承認する方の挙手を求めます。

○議長

はい、ありがとうございます。全員の賛成でありますので、所有権の移転整理番号1番につきまして、原案どおり承認し意見を市長に送付いたします。

○議長

次ぎまして、議案第8号「荒廃農地の非農地の判断について」を議題といたします。まず事務局より説明をお願いいたします。

○事務局

議案第8号「荒廃農地の非農地の判断について」であります。

資料は、8-1ページからになります。現在農地相談員が荒廃農地の調査をしており、非農地であったものを農地基本台帳から削除していかなければなりません。

そのためには農業委員が現況を確認し、農業委員会定例総会で非農地の議決を経て、農地基本台帳から削除し、非農地通知を交付することになります。

今回1番から56番までありますけれども、非農地通知書に現況地目を記入することになっておりますので、現況の調査結果を担当委員ごとに、何番から何番まで、現況地目は何だったかということで、御報告いただければと思います。お願いします。

○議長

それでは、ただいま事務局から説明がありました。

担当委員ごとにまとめて、簡潔に判断結果を御報告いただきますようお願いいたします。

○2番委員

2番です。1番から8番までは寺之門公民館の周辺にある土地です。

1番と2番は現況田です。以前調査したときは耕作放棄地でしたが、14日に調査したところ本人がきれいに土手も払って、田も除草剤をかけてきれいにしておりました。

たまたまそこで、本人とも会ってお話をしたのですが、きれいに管理をしているということでしたので、1番と2番は非農地から除外していただきたいと思っております。

3番から7番までは、もともと6筆ぐらいあった場所を1枚の畑に造成していましたがほとんど作土が無くなりまして、現在セイタカアワダチソウやすずきが被っており、畑にならないような状態です。よって、現況原野で非農地という判断をしました。

続きまして、8番ですがこの土地は、寺之門公民館の正面の道向かいの土地でニガダ

ケが密集しており、非農地の判断が良いと思います。以上です。

○議長

報告は、現況が農地か非農地かの判断だけを報告していただければと思います。  
よろしく願いいたします。

○3番委員

3番です。9番から11番までは現況は山林です。  
それから12番はニガダケが少し入っており、真ん中に大木が1本あります。  
しかし、その他は草が生えているだけで畑ということであります。  
それから、13番、14番につきましては、甲女川の河川敷内にある土地で現況原野  
の非農地です。以上です。

○議長

12番は農地で残り全ては、非農地判断ということですので。次お願いします。

○6番委員

6番です。15番は雑木が被っている山林で非農地です。16番、17番は浦田集落  
の上のほうで現況山林の非農地です。18番から23番は、同じ場所で喜志ヶ崎の岬と  
いうところです。すべて非農地です。以上です。

○7番委員

7番です。24番から28番までは、すべて山林ですので非農地です。

○8番委員

8番です。29番は、土地が不明のため次回送りとさせていただきます。  
30番から34番までは現況山林の非農地です。

○9番委員

9番です。12月16日に現地調査をいたしました。  
35番から50番まで確認しまして、41番、46番、49番以外は非農地です。

○議長

41番、46番、49番は農地ということですね。

○9番委員

はい、そういうことです。

○13番委員

13番です。51番から56番すべて非農地です。

○議長

今、担当委員の方から説明がございました。1番と2番、及び12番については農地  
ということですので。29番については、私が平成21年当時に調査した農地で、そこに  
関しては浦口委員のところ間違えて入っていたようです。

ここは改めて確認いたしまして、皆さんに報告したいと思いますので、次回送りと  
させていただきます。

番号41、46、49は、報告どおり農地ということで、残りにつきましては担当委員の調査結果のとおり、非農地ということで承認して良い方は挙手をお願いします。

○議長

全員の賛成でありますので、報告のとおりと判断し、今後所有者に非農地証明通知を行うこととします。

○議長

続きまして、日程第3「西之表市農作業日雇賃金及び農機具使用料標準額について」の報告です。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

はい、報告をします。11月15日に小委員6名、事務局、農業振興公社、土地改良区、農林水産課の11名で協議を行いました。

まず初めに、賃金表の適用時期ですが、何月から何月までという表記がわからないということで、いつからいつまでにするか協議をしました。

皆さん、サトウキビの刈り取り時期に合わせたほうが良いということであり、農業振興公社の方も12月1日から料金を改定しているようですので、今後は12月1日から翌年の11月30日までの料金ということで改定をしていきたいと思っております。

それによって、今度の協議会開催を10月頃には行いたいと思っております。

次に消費税の取り扱いについて協議をしました。

来年の4月から消費税が8%となり、当然料金の方にも反映させる必要があるという意見でしたので、今年に限っては、作業賃金を2通りとし、12月1日から来年の3月31日までと、4月1日から来年の3月31日として2通り表示することにします。

その次に一般作業賃金について協議をいたしました。現在の作業賃金は、表の左側に書いてありますが5千3百円です。10月27日に県の最低賃金が改定され11円アップし時間665円となっております。

それに沿って計算をしましたところ5千4百円に引き上げるべきということで、5400円としております。なお、この賃金につきましては、消費税が掛かりませんので1年を通して5400円ということで決定しております。

次に、特に変わった作業料金を中心に説明したいと思います。

まず耕耘機ですが、これについては昨年こういう金額でしたが、安いのではないかと意見がありまして、一応中種子、南種子の金額に合わせて、田が3150円、畑が2625円としております。

下の方の水稻作業です。水稻のコンバイン作業についても、公社と料金を同じにしておりますので、各作業が1050円から2100円程度上がっております。

その水稻の上の方に代開作業というのがありますが、委員の方から代開けの受託が多くなったということで、今まで料金を決めてなかったのですが、決めたほうが良いということがありまして、協議の結果このような金額にしました。

中種子、南種子の方が代開け作業を決めていましたので、それと同額としております。

荒代が2回掛けで4725円、本代が3回掛けで5250円という標準額にしております。但し、荒代、本代3回、4回と掛ける必要があればそれは相手と相談して決めていただければと思います。

続きまして、下の方のトラクター作業のリッパー掘り起こしですが、これについては、料金が安いのと作業が少ないという意見で、これは削除したほうが良いということになりました。その代わり主流になっていますプラン耕とサブソイラー耕を追加しております。料金につきましては、農業公社料金を基準に決定しています。

作業賃金についての報告は以上です。

次は、下の左側にあります農地賃借料について、協議を行いました。特に畑かん完了畑についての協議を行いました。これにつきましては、昨年度の議事録を見ますと最初は水代を借人が払い、賃借料は1万2000円ということで決まったようですが、次の月に土地改良区から申し出がありまして、賃借料1万4000円として、畑かんの水代は貸人つまり所有者の負担の方がいいということで、最終的にそのように決まったようです。

しかし、今年貸している方から使わない水代を負担するのはおかしいという苦情が多数あったようです。現在土地改良区の方は所有者に請求していますが、そういう事情で未納が多いということで、やはり水代は借人にしてほしいという要望がございました。

今回協議の結果やはり借人が払う方が筋は通るという意見が多数でしたので水代は借人ということに決定しております。

そうなりますと、畑かん設備がある畑と無いほ場整備をした畑が同額になるということで、やはりそこに水がある以上付加価値があるのではないかということで、千円程度差をつけたほうがいいという意見が大半でした。従って、畑かん完了地区を賃料13000円としまして、水代は借人が負担するというように決定をしております。

なお、他の賃借料については、前年と変わっておりません。

最後に右側の農地の標準売買価格についてであります。

このことについて、高い、安いなどの苦情が多く、またあつせんでも金額が大変ネツクになっております。

そこで、先月開催した19市の会長局長会議に他の市町村はどういう取り扱いをしているかということで議案として提出しました。

その結果どこの市町村もこの売買価格というのは、表示してないということでした。全国どの市町村も出していないのではないかということで、県の農業会議の見解でも土地の不動産鑑定もしておらず、場所々々で金額に差があるという事でこれを表示することは好ましくない無いという見解でしたので、今回は削除した方が良いという皆さんの意見でした。

その中で委員の方から売買価格の相談があるという意見がございましたので、最近4



年間の取引実績を添付しております。公表はしませんがもし相談があったら参考にしていただきたいと思います。以上で料金改定の結果報告を終わります。

○議長

ただいま事務局のほうから説明がありました。

この農作業料金につきましては、振興公社、土地改良区、農林水産課の意見を聞きながら先月の定例会終了後協議を行いました。

金額については、振興公社、中種子町、南種子町ともある程度同じ金額にしたということでございます。あと水稻の代開け作業が追加になったということでございます。

これに関して何か意見はございますか。

○2番委員

2番です。この料金表でリッパー掘り起こしがなくなって、サブソイラーに変わったということですが、実際はプラソイラーではないかと思えます。サブソイラーは、持っている方が少ないと思うので、プラソイラーが良いと思えますがどうでしょうか。

○議長

サブソイラーとプラソイラーとはどう違うのですか。

○2番委員

サブソイラーというのはリッパーがついて無くて底心だけをぼかす機械です。

プラソイラーは、サブソイラーにプラウの機能を追加し、土が上がってくる物で皆さんそれをリッパーと言っているようです。

○事務局

すみません。そこは、記載の間違いです。

○議長

それでは、ここのサブソイラーをプラソイラーに変えて、公表したいと思えます。

他にはございませんか。

なお、標準賃借料につきましては去年この会で提案しまして、水代の維持管理費の1850円に関しては、耕作者が払うべきだろうということでそのように決まっていたんですが、次月の定例会の時に水代込みで14000円と決まりました。

しかい、色々思いがありまして、先日の小委員会においてまた提案をしたところです。

委員の皆様からは一貫性がないということでお叱りを受けましたが、やはり維持管理費の未収金というのは先程聞いたところでは、5百万以上のようなようです。

そのほとんどが、離農された方の未収金ということでございます。

離農された方は年金暮らしとか、色々事情があるのでしょうかやはり耕作する方が、畑の維持管理ですから、支払うべきだろうということでございます。

これについては、土地改良区も大変苦労しているようであり、このままでは土地改良区の存続さえも危ぶまれると思っております。

また、将来的に農地を守るのは我々でもありますが、やはり土地改良区ということも

ありまして、もう一度提案した次第です。これに関して、皆さんどう思いますか。

○8番委員

私は、この金額は正当であると思います。借人が払わなかった場合は、所有者に請求されますから15000円ということですね。

○議長

13000円を本人に払って、水代の1850円は当然借りた方に土地改良区から通知が行われ、口座から引かれるということになると思います。

実際借人が払わない場合は、全部で14850円ということになりますが、その辺は理解していただいて払っていただきたいと思います。

○12番委員

口座振替になった場合はどのように知らせますか。

○議長

事務局が申請を受ける段階で、本人同士がそれに従うと確約していただき、土地改良区の方にお知らせし、借りた人に請求が行くようになります。

○7番委員

私も、畑かん設備のある農地を借地していますが、この13000円という基準があれば良いと思います。自分は、現在15000円の借地料で、水代は所有者が払うということで契約しています。その契約の段階でどうするか話し合っただけです。

今回こういう基準をつくって貰えば一番良いのではないのでしょうか。

○9番委員

今7番委員からありましたが、私も小委員会で質問をしました。今まで契約をされている方はその契約が切れるまでは契約の金額で賃借して、それを更新する時に今の金額に戻して、いけばどうかということで質問しました。

○議長

一応現在の契約はそのままで、今後の契約から適用するということです。あと時期をいつからするかということですが次の申請からするか、或いは4月1日の新年度からの方が良いですか。

○事務局

事務局としては、標準額の適用時期と同じ12月1日からと考えていますので、そのようにお願いします。

○7番委員

これを今から行うとしたら現在の賃借の拾い出しが大変になるのでは無いのでしょうか。

○13番委員（区理事長）

確かに、農業委員会を通じて貸し借りをしていれば良いのですが。

○事務局

この標準額については、今後の契約からとし現在の賃借についてはそのまま有効とな

りますので、特に拾い出しはしません。

#### ○9番委員

私は、区議会や集落会では農業委員ということで色々連絡をしていますが、特に今後は、直接支払いや中間管理機構制度がありますので、やはりヤミ小作の場合は非常に不利になります。

その事はしっかり教えながら農業委員会を通さない貸借は、本人にも責任があるわけですから、本人が委員会を通じてしなければ支払うしかないということになりますので、その辺を常に会のたびに周知をしていけばと思います。

#### ○議長

今言われたように直接支払い制度がどういうものかはっきりしませんが、農業委員会を通らないと補助金等が無いということになっているようです。

ヤミ小作の解消に関しましても、色々会合に呼ばれると思いますので、皆さんそういう周知をしていただきたいと思います。

#### ○8番委員

土地改良区は、個人が畑を売買しても以前の持ち主から引き落としをしていることが良くありますが、それは届けをしていないからですので、そのこともお知らせしたら良いと思います。

#### ○議長

委員の皆様にはそのように、よろしくお願いします。また、時期については12月1日から適用ということにします。

賃借料に関しては、よろしいですか。今畑かんについてだけでしたが、他に関しては特に無いですか。

無いようですので賃借料に関しては以上で終わりたいと思います。

次に売買の標準価格ですが、今熊本地区でも西之表市だけがこれを決めております。

他のところは、本人同士の話し合いということで、相談に乗っているようです。

実際この売買価格では取引がされてないというのが現状ですので、一応これは削除をして、参考資料は事務局のほうにありますので農業委員同士で連絡を取り合って、農家の相談相手になるという方向にしたいと思います。そういうことでよろしいですか。

売買価格に関しては、載せないということでもよろしいですか。

#### ○8番委員

相場は、あっても良いのではないかと思います。あまり安く取引をされても如何なものかと思います。

#### ○議長

多分そういうことは無いと思いますので、添付の売買価格を参考にして農業委員が相談にあたるという事でご理解下さい。

また、農業会議の意見としても公表は控えた方が良いということになっておりますの

でそうしたいと思います。

○2番委員

あつせんの申請が有った場合この標準価格でお願いしますという事が結構ありますが、無くなるとどうしたものでしょうか。

特に県外の方が、この標準額を見てこの金額を提示して苦勞することがよくあります。

○8番委員

これを示さなかったら、異常に高かかったり安かったりするのでは無いでしょうか。

○3番委員

それは本人同士の話し合いで納得すればよろしいのではないかと思います。

○7番委員

7番ですが、宜しいですか。資料の最後に22年から25年の実態価格というのが載せてあります。ほ場整備、未整備の中と下、整備地区の田なども掲載しているので、これを参考にすべきで、標準の場合は、かなり高額な気がします。

従って私も掲載しない方が良くと思います。

○議長

今7番委員からも出ましたが、標準額は掲載しないで、今後はこの方向で相談乗っていくということによろしいですか。

○議長

はい、それではそういうことで今後よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、本日の議案審議は全て終了しました。ご苦勞様でした。

平成25年12月17日

会 長 田 高 仙 三 

11番委員 岩 本 延 男 

12番委員 下 園 茂 